

# 令和7年度 農業委員会制度説明会 開催要領 (農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集)

## 1. 趣 旨

農業委員会制度の大幅な改正が平成28年4月1日から行われ、農地利用最適化推進委員新設や農業委員の選出方法の見直しが行われました。また、これまで農業委員の選出は農業者に限られていましたが、改正により農業者以外の者も選出できるようになっています。

平成28年9月議会において必要な条例改正を行い、現在の農業委員9名及び農地利用最適化推進委員6名の任期は、令和7年12月31日をもって満了となります。

新しい任期が、令和8年1月から始まる関係上、農業委員は令和7年12月議会にて同意・決定を行わなければなりません、また、農地利用最適化推進委員も速やかに審査・決定を行う必要があります。自薦・他薦を問いませんので、ご応募ください。

農業経営環境がますます厳しさを増すなか、「農業委員会制度」の理解を深めること、改正後4回目となる農業委員・農地利用最適化推進委員の選出が円滑に行えるよう説明会を開催するものです。

**2. 通知先** 農業委員、農地利用最適化推進委員、農業推進委員、認定農業者、農地所有適格法人、JA みやぎ仙南、NOSAI 県南支所、黒沢尻用水路土地改良区、柴田町土地改良区、大河原町社会福祉協議会、大河原町商工会、一般町民

**3. と き** 令和7年9月3日（水曜日）午後6時30分から

**4. と ころ** 大河原町役場 3階 大会議室

**5. 内 容**

- (1) 農業委員会制度とは
- (2) 農業委員の選出について
- (3) 農地利用最適化推進委員の選出について
- (4) 農業委員・農地利用最適化推進委員の選出日程について
- (5) 質疑応答